

非常変災等緊急事態における非常措置について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、学校教育に対しまして格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も台風、大雨等による緊急事態に見舞われることが予測されますので、児童の登下校等の危機管理を徹底し安全確保のために、非常変災時の取り扱いを以下の通りといたします。ご承知いただき、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また、1年間この用紙は保管いただきますようによろしくお願いいたします。

記

1. 本県に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合

午前7時の時点で、テレビ等で「暴風警報」および「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」が発令、あるいは発令中の場合は臨時休業となります。

【注】臨時休業の場合、翌日の学習予定は時間割通り持たせてください。

また、臨時休業日の家庭学習は、音読、計算や漢字練習等の自主学習とします。

2. 「暴風警報」及び「特別警報」発令前、解除後、またそれ以外の大雨警報等による危険が予想される場合

「暴風警報」及び「特別警報」発令前、解除後、またそれ以外の大雨警報等であっても大戸川の著しい増水等で、登校時に危険が予想される場合は、市教育委員会と協議の上、児童を自宅待機にし、必要に応じて始業時刻の繰り下げ、または臨時休業の措置をとることがあります。この場合には、学校より連絡をいたします。

3. 児童が学校にいる間に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合

児童の下校に支障がないと判断される場合は、早めに下校させます。但し、「暴風警報」及び「特別警報」が発令されていなくても、大戸川の著しい増水等下校に危険が予想される場合は、下校時刻を早める措置をとることもあります。この場合には、学校より連絡をいたします。